

医療法人啓信会訪問看護ステーションきづ川はろー重要事項説明文書 (介護予防訪問看護含む)

1. 当ステーションの概要

事業所名	訪問看護ステーションきづ川はろー
所在地	京都府城陽市平川西六反46-1
連絡先 電話	0774-52-0086
介護保険指定番号	2662890033
管理者	崎谷 小織
サービス提供実施地域	城陽市、宇治市（小倉町、安田町、伊勢田町、大久保町、広野町、寺山台、神明、開町、八軒屋谷）、久御山町（市田、林、佐山、佐古、下津屋、田井、栄）

2. ステーションの方針

当ステーションの方針は、利用者の皆様が、要介護状態等となった場合において、主治医が必要と認めた場合、可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、心身機能の維持及び回復を図るとともに、療養生活を支援することです。利用者の皆様への訪問看護サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行い、利用者またはその家族の皆様に対してサービスの提供方法等について理解しやすいよう説明させていただきます。ご不明な点はなんでもお尋ね下さい。

3. サービス相談窓口責任者は管理者である崎谷 小織です。

ご相談、苦情等ございましたら、直接またはお電話（0774-52-0086）でも結構です。サービス利用にあたり、ご利用者は下記の所へ苦情を申し立てる事が出来ます。

団体名	連絡先等
京都府国民健康保険団体連合会	受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00 電話：075-354-9090 FAX：075-354-9055
宇治市介護保険課	受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：00 電話：0774-20-8731 FAX：0774-21-0406
城陽市高齢介護課介護保険係	受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：00 電話：0774-56-4037 FAX：0774-56-3999
久御山町住民福祉課福祉介護係	受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：00 電話：0774-45-3902 FAX：075-632-5933

4. サービスを提供する主な看護職員は_____です。

ステーションの都合により看護職員を変更する場合は、事前に管理者よりご連絡申し上げます。

5. 当ステーションの職員体制

管理者	1名（常勤兼務）
看護職員	8名（常勤専従3名・常勤兼務4名・非常勤専従1名） 常勤兼務3名は介護支援専門員を兼務
理学療法士	1名（非常勤専従）
事務員	1名（非常勤兼務）

6. 事業所の営業時間

- ・営業日及び営業時間：月曜日から金曜日、午前8時30分～午後5時
土曜日、午前8時30分～午後1時
国民の祝日及び12月30日から1月3日を除く。
- ・上記の営業日、営業時間の他、電話等により常時連絡が可能な体制とする。

7. 利用者負担金

- ① 事業者が利用者にサービスを提供した場合の利用料は、厚生大臣が定める基準に従い、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、その額の1割(一定以上の所得がある65歳以上の利用者は2割、3割)の額となります。ただし、法定代理受領分以外の場合は、介護保険報酬額の相当額を徴収させていただきます。(別紙参照)
- ② 医療保険での訪問の場合、1回270円の交通費を徴収させていただきます。
また、有料道路を使用した場合は、実費を徴収させていただきます。
- ③ 衛生材料・消耗品の費用が必要となった場合は利用者等に説明し同意を得た上で実費分を徴収させていただきます。
- ④ 死後の処置料 15,000円 死後の処置を当事業所の方で行った場合に徴収させていただきます。
- ⑤ その他日常生活品費等の費用の徴収が必要となった場合は、その都度協議して利用者等に説明し同意を得たものに限り徴収させていただきます。
- ⑥ 費用の支払を受ける場合には、利用者またはその家族に対して、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとします。なお、支払いを受けた場合は利用料内容区分が明確な領収証を発行いたします。
- ⑦ 事業者は、当月の料金の合計額の請求書を翌月中旬に利用者等に交付いたします。
- ⑧ 利用者等は、当月の料金の合計額を翌月末までにお支払い下さい。
銀行等口座振替の場合は翌月27日が振替日になります。

8. キャンセル

利用者様から、訪問当日の訪問までにキャンセルの連絡がなく、訪問した際の不在等についてのキャンセル料につきましては、原則として介護報酬の利用者負担相当額を徴収させていただきます。ご了承ください。

9. 次の理由の場合等ではご訪問等対応できない場合があります。その場合は、主治医と相談の上、他の居宅介護支援事業所、訪問看護事業所等をご紹介します。

- ① 当ステーションの訪問看護職員の員数や業務量からみて申し込みに応じきれない場合
- ② 申し込み者の所在地が実施地域以外の場合
- ③ 利用者の病状等により適切なサービスが提供できないと判断された場合
- ④ 利用者が当ステーション職員の同居家族である場合

10. 秘密の保持

当ステーションの訪問看護師等並びにその他職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者等の秘密は厳守いたします。なお、この対応は退職後も同様です。ここでいう正当な理由とは利用者等に説明し同意を得た場合に限定してサービス担当者会議等の席上利用者等の個人情報を用いる場合をいいます。

11. 事故発生時の対応及び損害賠償

サービス提供時に事故等が生じた場合については、速やかに利用者の家族、市町村、主治医、利用しているサービス事業所等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。なお、事故の原因を解明し、再発を防ぐための対応策を講ずるとともに、その事故が事業所の責任として明確な場合は損害賠償を含めて必要な対応を行います。

12. 緊急時の対応

サービス提供時に、利用者の病状が急変した場合やその他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。なお、同時にステーション管理者等にも連絡を行い、入院等が必要となる場合は速やかに対応いたします。

13. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者	崎谷 小織
-------------	-----	-------

- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- ③ 虐待防止のための指針の整備をしています。
- ④ 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

14. 業務継続計画の策定等について

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行ない、必要に応じて業務継続計画の変更を行ないます。

15. ハラスメント対策について

事業者は、看護の現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。ハラスメント行為により、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断し改善のない場合は、サービス中止や契約を解除して頂く場合があります。（認知症等の病気や障害のある方による行為も含む）

- ① 身体的暴力：身体的な暴力を使って危険を及ぼす行為。（職員が回避した為、危害を免れたケースを含む）
例：コップを投げつける等
- ② 精神的暴力：個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
例：大声を発する、理不尽な要求をする等
- ③ セクシャルハラスメント：意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、いやがらせ行為
例：必要もなく手や腕を触る等

16. 身体的拘束について

事業者は、利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急・やむを得ない場合を除き、身体的拘束・その他利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を説明いたします。

17. その他

- ① 訪問看護師等は、年金の管理、金銭貸借等の金銭の取り扱いはいたしかねますので、ご了承下さい。独居等の理由により金銭管理が必要となる場合は、市町村社会福祉協議会担当窓口をご紹介いたします。
- ② 訪問看護師等に対する贈り物や飲食等のおもてなしは固くお断りいたします。

18. 当事業所を開設する法人の概要

名称・代表者 医療法人啓信会 理事長 中野 博美
所在地 京都府城陽市平川西六反 26-1
連絡先 0774-56-8131
関連施設 京都四条診療所（京都市） 京都きづ川病院（城陽市）
きづ川クリニック（城陽市）
介護老人保健施設萌木の村（城陽市）
介護老人保健施設ひしの里（久御山町）
事業者 医療法人啓信会訪問看護ステーションきづ川はろー 管理者 崎谷 小織
説明者 _____

上記、訪問看護契約書の内容並びに重要事項説明書の説明を受け、その内容に同意しました。
本書を2通作成し利用者、事業者が署名捺印の上、1通ずつ保存するものとし交付を受けました。

訪問看護契約締結日（同意年月日）

年 月 日

契約者氏名

（利用者）

住所

氏名

印

（代理人）

住所

氏名

印

（事業者）

<事業所名> 医療法人啓信会 訪問看護ステーションきづ川はろー
指定事業所番号 京都府 2662890033

<住所> 〒610-0101 京都府城陽市平川西六反 46-1

<代表者名> 管理者 崎谷 小織

ご利用者様の個人情報の取得と利用目的について

当事業所のご利用者様・ご家族様より頂きました個人情報につきましては、以下の目的の為に、利用させて頂くことがあります。これらの項目の中で、利用する事に同意できない事項がございましたら、当事業所管理者までお申し出ください。申し出がなければ、ご同意が得られたものとして取り扱わせていただきます。なお、今後においても同意できないと思われましたら、当事業所管理者までご相談ください。

1. 個人情報を利用する目的

- ① 利用者様に適切な訪問看護サービスを提供する為。
- ② 利用者様が利用された訪問看護サービスに関する介護保険、医療保険事務を行う為。
- ③ 苦情、事故等の報告、訪問看護サービスの維持、改善、向上の為。
- ④ 事例検討、研究の為。

2. サービス提供事業所、居宅介護支援事業所、他施設、医療機関への情報提供

以下のような場合、必要に応じて利用者様の情報をサービス提供事業所、居宅支援事業所、他施設、医療機関やご家族様への情報提供に利用する場合があります。尚、その手段として、業務を円滑に行う為、ファクシミリやインターネットを利用することがあります。

〈適切な訪問看護を提供する為〉

- ① サービス提供事業所、居宅介護支援事業所、他施設、医療機関、薬局、その他関連施設との連携の為。
- ② ご家族等への病状や状況説明の為（説明など受ける家族を特定したい場合は、お申し出ください。）

〈介護保険、医療保険事務に関連するもの〉

- ① 介護保険、医療保険事務を行う為。
- ② 支払い機関へのレボトの為。

以上についてご不明な点がございましたら、当事業所管理者までお問い合わせください。

事業者 医療法人啓信会 訪問看護ステーションきづ川はろー 管理者 崎谷 小織

説明者 _____

上記説明を受け、利用者並びに家族の個人情報を用いることを同意しましたので署名いたします。

年 月 日

利用者氏名 _____ 印

代理人氏名 _____ 印

家族氏名 _____ 印

重要事項説明書別紙

〈令和6年6月1日現在〉

利用者負担票 **【介護保険の場合】** (要介護・要支援者)

(1単位：10.42円)

【基本利用料】

訪問看護

訪問時間	単位	看護師		
		1割	2割	3割
20分	314	328円	655円	982円
30分	471	491円	982円	1473円
30分以上60分	823	858円	1715円	2573円
60分以上90分	1128	1176円	2351円	3526円

介護予防訪問看護

訪問時間	単位	看護師		
		1割	2割	3割
20分	303	316円	632円	948円
30分	451	470円	940円	1410円
30分以上60分	794	828円	1655円	2482円
60分以上90分	1090	1136円	2272円	3408円

【加算】

加算項目	加算率	備考
サービス提供体制加算	基本利用料に6単位加算 (1回につき)	勤続年数3年以上の看護師 30%以上配置
夜間加算 18時~22時	基本利用料の25/100	開始時間が対象となる場合 緊急加算算定者は月の2回目 から算定(営業日・時間外)
早朝加算 6時~8時	基本利用料の25/100	
深夜加算 22時~6時	基本利用料の50/100	
緊急時訪問看護加算	600単位/月	実際訪問の場合別途 算定可
特別管理加算 I・II	I 500・II 250 単位/月	※1
複数名訪問看護加算 I	254 単位/回 (30分未満) 402 単位/回 (30分以上)	2人の看護師が同時に訪問看護を行う場合
複数名訪問看護加算 II	201 単位/回 (30分未満) 317 単位/回 (30分以上)	看護師と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合
長時間訪問看護加算	300 単位/回	90分以上実施した場合
中山間地域など居住する利用者への加算	利用料の5%/回	宇治田原全域・その他

ターミナルケア加算	2500 単位／死亡月	区分限度管理外
退院時共同指導加算	600 単位／回	
初回加算 I・II	I 350 単位・II 300 単位	※2

※1. 特別管理加算について

I. 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態。

気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態（尿留カテーテル・胃ろう・ポート・マーゲンチューブ・点滴留置針 等）

II. 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理

または在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態

真皮を超える褥瘡の状態 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

※2 初回加算について

I. 新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、または、2カ月以上入院、入所後再開時に病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日に指定訪問看護事業所の看護師が初回の指定訪問看護を行った場合

II. 新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日の翌日以降に初回の指定訪問看護を行った場合

要支援⇔要介護 変更時

2カ月以上休止後 再開時

【医療保険の場合】

	内容	1割 (円)	2割 (円)	3割 (円)
基本利用料	訪問看護療養費（毎月初回）	1322	2644	3966
	（2回目以降）	855	1710	2565
	ベースアップ評価料（1月につき） ※3	78	156	234
	DX情報活用加算（1月につき）※4	5	10	15
	24時間対応体制加算（1月につき）	680	1360	2040
	特別管理加算（1月につき）	250・500	500・1000	750・1500
	情報提供加算（1月につき）	150	300	450
	退院時共同指導加算 （退院又は退所につき1回）	800	1600	2400
	ターミナルケア加算	2500	5000	7500
	長時間訪問看護加算 （90分を超える場合）	520	1040	1560
	早朝6時～8時まで	210	420	630
	夜間18時～深夜22時	210	420	630
	深夜22時～早朝6時	420	840	1260
	乳幼児加算 I（1回につき）	130	260	390
II ※5	180	360	540	
その他利用料 （自費）	休日の訪問 基本料金に加え2時間まで	3000		
	医療保険外訪問看護 1時間まで	5300		
	医療保険外訪問看護 2時間まで	8200		
	交通費（1回につき）	270		
	エンゼル処置	15000		

※3. ベースアップ評価料について

医療従事者の人材確保の必要性や専門性を十分に発揮するための勤務環境の改善・働き方改革の実現を実施している場合

※4. DX情報活用加算について

居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムを通じて利用者の診療情報を取得し、情報を活用して質の高い医療を提供する場合

※5. 乳幼児加算IIについて

厚生労働大臣が定める者

- (1) 超重症児又は準超重症児
- (2) 特掲診療料の施設基準等別表第七に該当する者
- (3) 特掲診療料の施設基準等別表第八に該当する者

2011年4月1日作成	2012年4月1日改定
2014年4月1日改定	2015年4月1日改定
2015年8月1日改定	2015年12月1日改定
2016年7月1日改定	2016年10月1日改定
2017年4月1日改定	2018年4月1日改定
2018年8月1日改定	2019年4月16日改定
2019年10月1日改定	2020年4月16日改定
2021年4月1日改定	2021年7月1日改定
2022年4月1日改定	2022年8月1日改定
2024年4月1日改定	2024年6月1日改定
2024年7月1日改定	2024年12月1日改定